

一般事項 記入注意

1 調査期間が一月一日より十二月三十一日までとなつていない事項については、業務開始日と終了日を記入すること。十二月三十一日に最も近い業務開始日か終了日を、業務開始日と終了日として記入すること。

2 事業所名及び事業所所在地 事業所名は、たとえ鈴木木製株式会社工場、高橋工作所、有限会社山田商店など、事業所所在地には当該事業所のある場所を、都道府県名、市区町村名、町村名、大字名、丁目番地を記入すること。

3 従業員数 (12月31日現在) 従業員と労働者の区別は、待遇や呼称によらず、従事する職務による。臨時または日雇の者は、継続して30日以上雇用された者に限り含める。

4 製造工場の兼営の有無 兼工場を営んでいる法人または個人または、この工場以外にも製造工場を持つているか。(12月31日現在) 次のいずれかの符号に○印をつけること。

5 現金給与総額 (1月1日から12月31日まで) 1 常用労働者に対する (1) きまつて支給する給与および (2) 特別に支給された給与の合計金額を、職員と労働者に区別して記入すること。

6 電力 (灯用を含む) 使用額 (1月1日から12月31日まで) 1 個別に必要電力料金、標準電力料金、追加使用電力料金および特殊電力料金を含めた金額によること。

7 委託生産費 (1月1日から12月31日まで) 1 原料または、自工場の製品を他に支給して製造加工を委託した場合、これに支払った工賃および支払うべき工賃を記入すること。

8 原料および材料 (9 石炭、石油、ガス等使用額に掛った品目を除く) 使用額 (1月1日から12月31日まで) 1 自工場の所有に属する主要原料、補助材料、購入部分品、包装材料ならびに工場維持用の材料および備品の総額を記入すること。

9 石炭、石油、ガス等使用額 (1月1日から12月31日まで) 1 自工場の所有に属する石炭、石油、ガス等(下記1乃至6に掛けた物)について記入すること。

10 電力 (灯用を含む) 使用額 (1月1日から12月31日まで) 1 個別に必要電力料金、標準電力料金、追加使用電力料金および特殊電力料金を含めた金額によること。

工業調査票甲 (Form 1) with multiple sections for business information, financial data, and employee statistics. Includes tables for employee counts, material usage, and financial flows.

通商産業省

1 調査票は、二重複写すること。一重は、都道府県に、他の重は、通商産業省に送付すること。

2 調査票は、二重複写すること。一重は、都道府県に、他の重は、通商産業省に送付すること。